



ごじょうめ

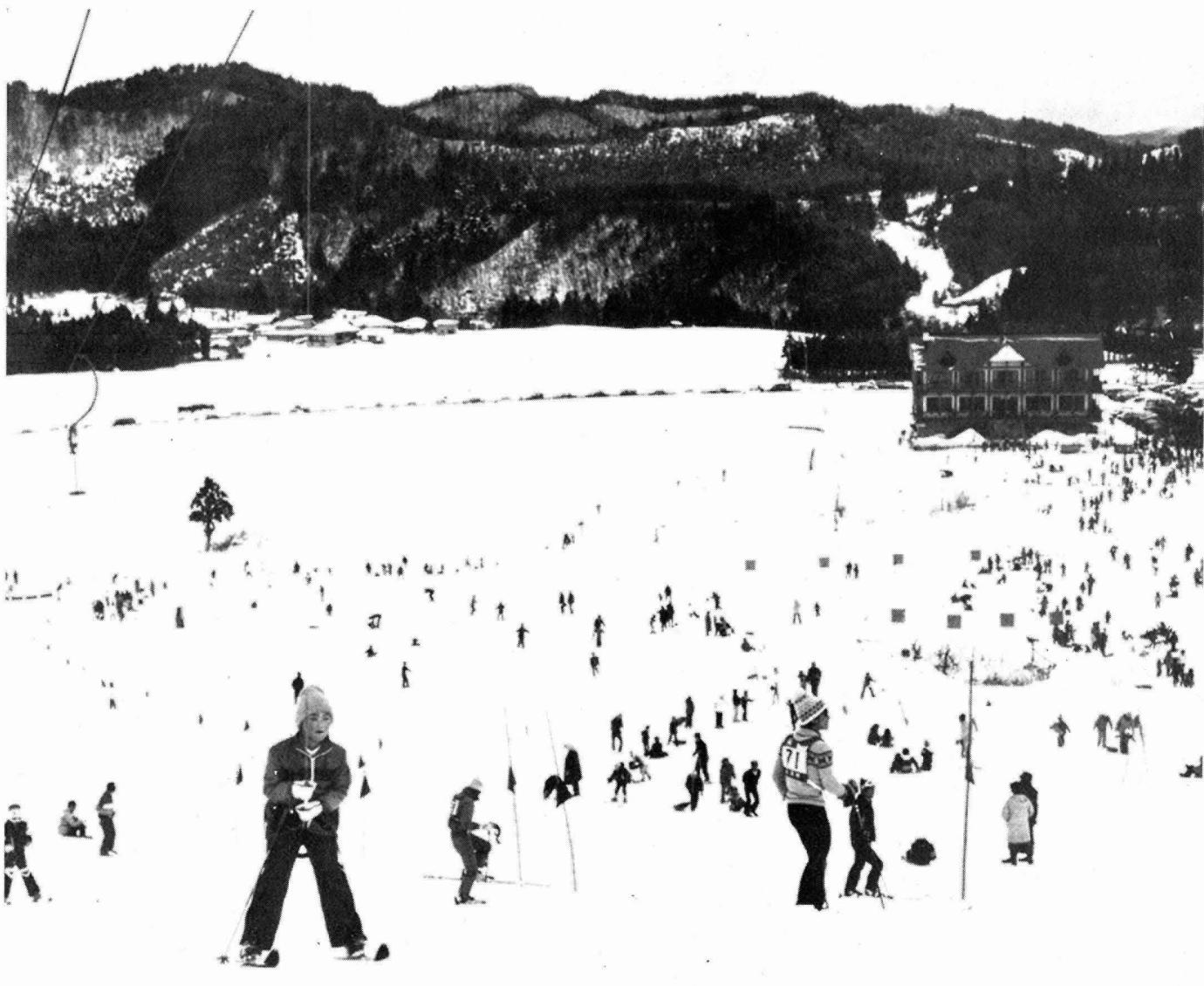
発行／五城目町役場

編集／文書広報課 ☎ 0188(52) 2100代 印刷／五城目印刷

毎月5日は「少年の日」



きょうのこと
みんなで話す
明るい家庭



家族連れなどにぎわう恋地スキー場

おあげします
広報紙中にある写真を欲しい方には

恋地スキー場は、町の中心から車で二十分という近い距離にあり、家族連れのスキー場でにぎわいます。また、南秋田郡唯一の本格的なスキー場として、競技大会や講習会などの行事も盛んに開かれます。シーズン中、ここを訪れるスキーヤーは二万人を数え、リフトとロープトートの利用券の売り上げは、一千百万円にも達します。

スキー場の広さは八ヘクタール、スロープの長さは五百メートル、平均斜度（傾斜）十七度。スキートとしては小規模ですが、緩斜面十度、急斜面二十五度と変化に富み、北向き斜面のため雪質もよく、上級者も楽しめると好評です。

また、スキー場そばには二百台収容できる駐車場が整備され、隣設している恋地山荘は、スキー・ロッジとして休息や昼食などに利用されています。

ふるさと散歩

恋地スキー場

昭和60年

2月1日
(毎月1日・15日発行)

No. 509

税のしくみ

(ご注意)

この「税のしくみ」は現行法に基づいてつくられており、税法等が改正された場合は町広報に掲載いたしますのでご了承ください。

今回は、これから申告の時期に入れる個人住民税について説明します。理解を深め、適正な申告書の作成に役立てましょう。

そこで、町税の課税のしくみについてできるだけ多くのみなさんに知つていただきため、シリーズで主な点について掲載することにしました。

金は、町の事業という形で、ふたたび町民の毎日の暮らしに戻され役立っていることになります。ですから町税は多くの住民が経済力に応じ分担することが望ましいわけです。

町の仕事は、わたくしたちの日常生活に直接結びついた身近なもので、町民のみさんが、町に要望する教育、福祉、建設などの事業を推進するためには、膨大な財源を要します。

住民税所得控除一覧表

種類	控除額
①雑損控除	次のいずれか多い金額 ①損失の金額-保険等により補てんされた額) - (合計所得金額×1/10) ②災害関連支出の金額-保険等により補てんされた額)-5万円
②医療費控除	(支払った医療費-保険等により補てんされた額)-〔(合計所得金額×5/100)又は5万円のいずれか低い額〕(限度額200万円)
③社会保険料控除	支払った額
④小規模企団扶助金控除	支払った額
⑤医療保険料控除	支払保険料(うち個人年金分) ⑥内 ⑦内 控除額は⑧と3,500円とのい ⑨から⑩を差し引いた後の金額 すれか少ない金額 + 額を⑪から⑫に当ては得た金額 円 ⑫15,000円までの場合 ⑬支払保険料の全額 ⑭15,000円を超える場合 ⑮支払保険料×1/2+7,500円 ⑯40,000円を超える場合 ⑰支払保険料×1/4+17,500円 ⑱70,000円を超える場合 ⑲支払保険料×1/4+17,500円
⑥障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき 24万円 (特別障害者については 26万円)
⑦老年者控除	納税義務者が老年者である場合には 24万円
⑧寡婦(寡夫)控除	納税義務者が寡婦(寡夫)である場合 24万円
⑨勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には 24万円
⑩配偶者控除	ただし、控除対象配偶者が70歳以上で障害者でない場合には 26万円 納税義務者は又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である控除対象配偶者 30万円
⑪扶養控除	扶養親族1人につき 26万円 ただし、障害者でない70歳以上の扶養親族は1人につき 27万円 納税義務者は又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき 31万円 納税義務者は又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしている他の親族と同居している特別障害者である扶養親族は1人につき 30万円
⑫基礎控除	26万円

* 住民税には、損害保険料控除と寄付金控除はありません。

税額控除	課税総所得が1,000円以下	町×2%
配当控除	" 超える場合	町×1% 県×0.4%

・配偶者控除、扶養控除

給与所得等(給与、退職、雑事業)だけは33万円以下であること。

以外は10万円以下であること。

と以外の所得のある人は次の算式で10万円以下であること。

(給与所得等の合計額× $\frac{10}{33}$ と以外の所得との合計額)

・年齢70歳以上で障害者の方は老人扶養にはなりません。この場合は配偶者・扶養控除と併せて障害者控除とする。

税額計算の具体例

Aさんの場合

家族構成 夫婦、子供2人

前年中所得内訳

農業所得	867,450円
農外給与所得	560,000円
所得合計	1,427,450円

前年中所得控除

支払済額分

(イ)社会保険料	
国保税	184,000円
国民年金掛金	125,280円
計	309,280円

(生命保険料掛金 123,000円の場合)

(ロ)生命保険料控除額	38,500円
計 (イ)+(ロ)	347,780円

扶養控除 子供2人×260,000円

= 520,000円	
基礎控除	260,000円
合計	1,127,780円

所得割の計算

課税所得金額	⑧
1,427,450円-1,127,780円	⑧
= 299,670円	⑧

所得割額⑧×税率

市民税 299,000円×3%-1,000円	⑧
= 7,970円	⑧

県民税 299,000円×2% = 5,980円	⑧
計 13,950円	⑧

均等割

市民税 1,000円	⑧
県民税 500円	⑧
計 1,500円	⑧

住民税額

⑩+⑧	
市民税 8,970円	⑧
県民税 6,480円	⑧
計 15,450円	⑧

Aさんの農業所得の計算例

収入 10a 当りの標準単価は農業所得標準により A~Gまで7段階に地力区分し、肥料、農薬など標準経費を差引いた段階別標準所得です。この例はAランク標準所得です

田 (整理田) 185a×147,500円 = 2,728,750円
転作 (大豆) 30a×25,100 = 75,300円
合計 ④ 2,804,050円

大農具の償却費計算方法

例1. トラクター
(所得価額) × 90% ÷ (耐用年数)
2,200,000円 × 0.9 ÷ 8年 = 247,500円

例2 コンバイン
1,350,000円 × 0.9 ÷ 5年 = 243,000円
※その他の大農具も計算例と同じです

支出 <大農具> (取得価格)(耐用年数)(償却費)
トラクター 2,200円 8年 247,500円
(油代等) (計) 68,450円 315,950円

軽トラック 680 4年 153,000

59,200 212,200

田植機 450 5年 81,000

83,250 164,250

コンバイン 1,350 5年 243,000

66,600 309,600

乾燥機 700 8年 78,750

38,850 117,600

計 803,250

316,350 1,119,600

<土地改良費、水利費> 185,000円

<小作料> 168,000円

<借入金利子>

農業近代化資金など制度資金 64,000円

合計 ④ 1,536,600円

◎ 専従者控除 (妻を農業専従者とする) ④ 400,000円

収入額④ 特別経費④
農業所得 = 2,804,050円 - 1,536,600円 -
専従者控除 ④ 400,000円
= 867,450円

Aさんの給与所得の計算例

日雇による賃金年収 1,130,000円
給与所得額 ⑧ 560,000円

※ 給与の年収に対する給与所得金額は、簡易給与所得表により算出します。

その1 個人町民税が課税されるまで

進んで申告しましょう ～適正な課税のために～

住民税や所得税の申告の時期になりました。

申告は誰れにとってもおっくうなものです。

個人の住民税は町が税額を計算しこれを納税者に通知し納税していただくしくみになっています。

町で適正な課税を行うためには納税者の皆さんから、住民税の申告書を提出していただくことになっています。

※ 申告された内容は各種の証明書発行にも活用されます。

子供の保育料、年金等福祉関係の受給、銀行等からの資金の借入など、毎日の暮らしの中には、色々の証明を必要とすることがあります。町では申告された資料にもとづき、証明書を発行します。

※ 申告された所得は、国民健康保険税の所得割の課税基礎ともなります。

みんなさんの健康なくらしを守る国民健康保険は、国の補助と国保税で貯われています。申告された所得金額は国保税の所得割や軽減の基礎となる重要なものです。

1、申告しなければならない人

町内に住所のある人（生活の本拠のある人）は、原則として申告しなければなりません。

ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。

- ◎ 前年中の所得が給与所得のみで、給与支払報告書が町に提出された人（勤務先で提出の有無を確認してください）。
- ◎ 生活保護法により保護を受けている人。

昭和60年度 町県民税申告相談日程表

受付時間 午前 9時30分～午後 3時00分

地区名	月	日	曜	町 内 部 落 名	会 場
五城目	2.	4	月	広ヶ野、希望ヶ丘、田町、上田町、小池町、今町、御蔵町	役 場 (町民相談室)
	5	火		新町、川原町、一番町 古川町、紀久栄町	
	6	水		新畑町、長町、仲町、米沢町 築地町	
	7	木		矢場崎、畠町、昭辰町、雀館 中川原	
	8	金		館町、樋口、東・西磯ノ目町 上樋口(上・下)、岩城町	
	12	火		上高崎、高崎、下高崎、新里町	
	13	水		久保、館越、帝釈寺 (馬場目地区)	
森 山	14	木		岡本1区、岡本2区	馬 川 公 民 館
	15	金		野田、浦横町	
大 川	19	火		大川1区、大川2区	環境改善センター
	20	水		大川3区、大川4区	
	21	木		石崎、西野	
	22	金		下樋口、谷地中、曙町	
	25	月		下山内、上山内、小倉	
富津内	26	火		富田、黒土	下山内林業 集会研修所
	27	水		八田、台・御蔵下、脇乙	
	28	木		落合、高千、北々口	
	3. 1	金		湯ノ又(1区～4区)、小川口	
内 川	4	月		浅見内(1区～6区)	農協内川支所
	5	火		町村、門前	
	6	水		蓬内台、小野台	
	7	木		水沢、平ノ下、中村、寺庭	
馬場目	8	金		恋地、坊井地、杉沢	中村林業 集会研修所
	11	月		合地	

2、所得割の計算方法

所得割の税額は、次の方法で計算されます。

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

(所得金額 - 所得控除額)

• 所得の種類と所得金額の計算方法

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。この計算方法（農業、給与）は別表のとおりです。

申告では、個人の収入金額と必要経費を帳簿や領収書類、又は基準数値等を用いて計算します。

• 所得控除の種類と控除額の計算方法

所得控除は、納税者の個人的な事情を申告していただきその人の実情に応じた納税を求めるため所得から差引く金額です。

くわしい内容は別表をご覧ください。

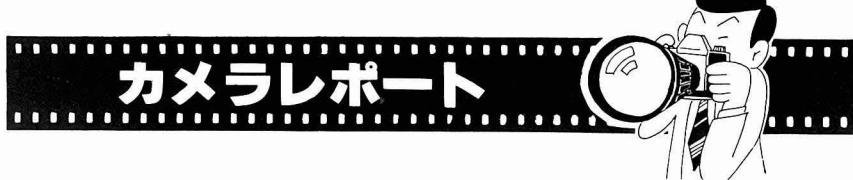
• 所得割の税率

この税率は、課税所得が大きくなるにつれ、大きくなった部分の税率が段階的に高くなり、所得の高い人ほど多くの税金を納めるしくみになっています。

なお、町の税率は地方税法に基づき、議会の議決を経て町条例で定められています。

税額の速算表

課 税 標 準 額(あ)	町民税 税率(い)	控 除 額(う)	県民税 税率(え)	控 除 額(う)
200円以下	2.5%	0円	2%	
201円～ 450円	3%	1,000円		0円
451円～ 700円	4%	5,500円	1,500円	
701円～ 950円	5%	12,500円		千円まで
951円～ 1,200円	6%	22,000円		
1,201円～ 2,200円	7%	34,000円	1,501千円	
2,201円～ 3,700円	8%	56,000円		以上
3,701円～ 5,700円	9%	93,000円		
5,701円～ 9,500円	10%	150,000円	30,000円	
9,501円～ 29,000円	11%	245,000円		
19,001円～ 29,000円	12%	435,000円		
29,001円～ 49,000円	13%	725,000円		
49,001円以上	14%	1,215,000円		

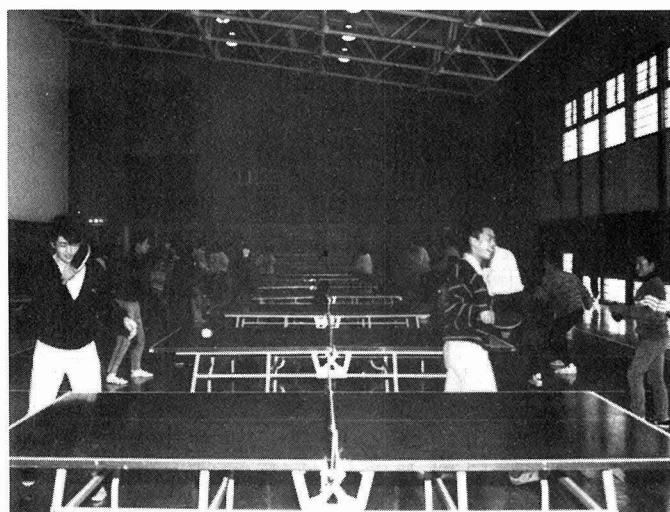


初練習に汗を流す

五卓会で卓球打初め

五卓会主催の卓球打初めが、1月2日、広域体育館で町内の爱好者約150人が参加して行われました。

福島会長のあいさつの後、参加者たちは午前9時から正午まで初練習に汗を流し、今年一年の健闘を誓いました。また、参加者の中には帰省した人や小中学生の姿も見られるなど、開催30回を数えるこの打初めが、爱好者にとっては新春の恒例行事となっているようでした。



広域体育館三階体育室で行われた打初め



お茶わんを前に神妙な子供たち(右端が荒川さん)

お母さんと作法を勉強

こばと家庭教育学級

「こばと家庭教育学級」では、1月12日、おせど会館で今年度4回目の学習会を開きました。今回は荒川陽子さん(築地町)を先生に、お茶の入れ方などの礼儀作法を子供といっしょに勉強しました。

この家庭教育学級は一昨年、公民館の呼びかけで小学1年生を持つお母さんたち11人で結成されました。家庭教育学級は、同年齢の子供を持つお母さんたちが、子供の成長に応じていっしょに学習しようというもので、現在、13学級が学習計画に基づいて自主活動を続けています。

お知らせ

保育園(所)に入る児童の 身体検査を行います

来年度、新たに保育園(所)に入る児童の身体検査が次のとおり行われます。(身体検査は午後一時半からです)

▽五城目保育園 523805
二月八日(金)

▽内川保育園 542967
二月五日(火)

▽大川保育園 573033
二月十三日(水)

▽馬場目保育所 532321
二月六日(水)

▽杉沢保育所 532652
二月七日(木)

▽富津内保育所 542966
二月一日(金)

個人向け融資の受付

住宅金融公庫

住宅金融公庫では、今年度

四回目の個人向け融資の申し込みを受け付けています。受付期間は、一月二十八日から二月二十六日までです。

▽問い合わせ先

住宅金融公庫仙台支所

仙台市本町二丁目4-6
☎ 022-279311

青・壮年スポーツ教室 参加者を募集

教育委員会の主催で「青・壮年スポーツ教室」が、二月十二日から毎週火曜日と金曜日の午後六時半から広域体育館で開かれます。参加を希望

する方は、二月八日までに公

民館(524411)へ申し込んください。

スポーツ教室では、軽体操(レクリエーション・ゲーム)、基礎体力づくり、卓球、バドミントン、バスケットボール、トランポリンなどについて行い、十回開かれます。参加は無料です。

スキーバッヂテスト 24日・恋地スキー場で

五城目町スキークラブ主催のスキーバッヂテストが行われます。これは今シーズン最後のバッヂテストです。

詳しい内容は、事務局(伊藤英紀 522468)へお問い合わせください。

▽日時 二月二十四日(日)
午前九時から受付

▽場所 恋地スキー場
▽テスト種目 一~五級
(午前十時から講習、午後一時から検定)

職場スポーツ指導者研修 受講者を募集

県教育委員会では、職場スポーツ指導者研修講座を開きます。

▽日時 二月十五日(金)
午前九時半~

▽会場 県立スポーツ会館
▽受講料 無料

▽申込み期限 二月十二日

▽問い合わせ・申込み先 県立スポーツ会館
☎ 647911

2月17日

五城目町長選挙の投票日

任期満了（二月二十四日）に伴う五城目町長選挙が次のように執行されます。

〔告示日〕二月十二日(火)
〔投票日〕二月十七日(日)
(午前七時から)

午後六時まで

▽馬場目第一投票区
中村林業集会研修所（中
村公民館）
▽馬場目第三投票区
恋地公民館

立候補届出は二月十二日（告示日）の一日だけです。また、受付時間は午前八時三十分から午後五時までとなっております。

入場券の配付

- ▽午前七時から午後五時まで
- ▽馬場目第四投票区
- ▽午前七時から午後五時まで
- ▽馬場目第五投票区
- ▽午前七時から午後四時まで
- ▽富津内第四投票区
- ▽午前七時から午後五時まで
- ▽内川第三投票区
- ▽午前七時から午後五時まで
- ▽富津内第一投票区
- ▽秋田末広縫維株式会社会議室
- ▽富津内第二投票区
- ▽富津内中学校理科室
- ▽富津内第三投票区
- ▽富津内第四投票区

- ▽五城目第一投票区
築地町児童館
- ▽五城目第二投票区
旧五城目町役場第三会議室
- ▽五城目第三投票区
五城目幼稚園遊戯室
- ▽五城目第四投票区
五城目町公民館馬川分館
- ▽内川第一投票区
湯ノ又公民館
- ▽内川第二投票区
内川児童館
- ▽内川第三投票区
小倉公会堂
- ▽大川第一投票区
大川多目的集会所

をすることができます。その場合には、投票用紙などの請求書に、選挙の当日自ら投票所に行き、投票することができきない事由を申し立てる旨の本人の宣誓書を添付しなければなりません。（用紙は選挙管理委員会にあります）

員会事務室
(役場三階)

【有権者の資格など】

今回の選挙は、昭和六十年二月十一日現在において調製した選挙時登録による選挙人名簿で行われます。

- ・住所要件 二月十一日まで三ヵ月間継続して住所を有した者（昭和五十九年十一月十日以前から居住し、住民基本台帳に登録されている者）
- ・年齢要件 二月十七日現在で満二十歳に達する者（昭和四十年二月十八日以前の出生者）
- ※ 町外に転出した時点で、この選挙の選挙権はなくなります。

磨いているのに十分に磨けていないのは、磨き癖のせいです。口の中は想像で磨くのです。つい磨き方の癖が出て磨き残しをしてしまいます。自分で上手に磨いていいつもりでも、意外に磨けていないのです。鏡をみながら歯ブラシの毛先の当て方や動かす方向を確かめて方や動かす方向を確かめ必要があります。

冠をかぶせても磨く

できたむし歯は治さなければなりませんが、その前によく磨きます。ブラークが取れる磨き方を心得、習

歯肉の表面も磨く
歯肉を磨くとき、歯ブラシの毛先を歯肉表面に向けると歯と歯肉を両方一緒に磨くことができます。それによって歯肉も健康な状態を保ちます。

慣として磨くのでなければ、
治してもまたすぐ新しいむ
し歯ができるてしまうからで
す。

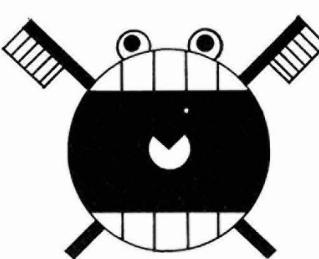
歯が浮く
歯を支えている組織に炎症が広がったとき起てる現象です。かみ合わせたとき、ほかの歯より先に当たる感じがします。ほどくなるにしたがって力を入れてかめなくなり、ついには抜けてしまいます。ブラークが原因なので、磨いて除去することにより予防できます。

親と子の健康な歯づくり
運動推進委員会

歯の健康シリーズ

No. 21

ブラッシング ②



〔シンボルマーク
応募作品から〕

みんなの広場

東西ヨーロッパ印象記②

館 越 齊 藤 喜 代 治

西ドイツ —— ホーエンシュタイン村の
「わが村は美しく」の現地調査をする調査団一行



(2) オーストリア
オーストリアに入つてます
感じたことは、森林が多くな
ってきたことである。日本と
同じく山林が多いそうである
が、樹木の葉、牧草の緑がな
んともきれいである。環境の
きれいなことは心が安まる。

落ちていない国だと思ってき
た。国民が自発的にきれいに
しているのだとすれば、日本
国民も大いに学ぶべきことで
ある。

音楽と森の都ウイーン。ド
ナウ川を渡つてワイン村での
調査団一行

(3) 西ドイツ
連邦政府と関係なく州 자체
の農政を開拓、次の世代に残
す農業を組み立てていること
に感銘。日本も少し見習つて
腰の座った村づくりをすべき
だと痛感する。樹木を大切に
し、枝を一本切るにも許可が
必要であるとかーー。自然保
護への力の入れようもまた驚
くべき実態に関心を持つて見
聞をしてきたところであるが、
村が生き残るには、そこに住
む人と人との心のふれ合いが
大切であり、理解し合うほか
の何ものでもないことで、す
べてはここから始まるのだと
痛感する。

わが町の「村づくり」もま
だ長い年月を要するが、根気
よく取り組んで行く必要があ
り、これが次代への大きな支
えとなることは間違いないと
確信する。

ドナウエッセンゲンの畜産
と酪農の二戸の農家は、ドイ
ツでは大規模の優秀農家であ
ることもあるだろうが、家族
ぐるみでの営農、機械の共同
利用、自給飼料一〇〇%への
努力など、コスト軽減による
所得増に頑張る姿は、今後の
日本農家がたどらなければな
らない道であるかもしれない。
自由主義国は実に汚れてい
る。ゴミがいたるところに散
らばっているのは、日本の恥
部を見るようで実に不快であ
った。また、デパートでの買
物の精算に時間のかかること
には驚いた。ただ農家の民
宿ができなかつたのが残念な
気がする。

中央線わきに建てられた矢田津世子の文学碑

矢田津世子の文学碑に

本町出身で芥川賞候補にもなった女流作家・矢
田津世子の文学碑が、昨年十一月、生家近くの中
央線と旧道の交差点わきに建てられ、町の新名所
になっています。

この文学碑は、町の芸術文化協会が一般からの
寄付金と町の援助を得て建てたもので、県内での
文学碑の建立は、秋田市高清水公園にある伊藤永
之介氏の文学碑について二番目。約四トンの男鹿
石に、「わがふるさと五城目町」と題する隨筆の
一部と矢田氏のサインを刻んだミカゲ石の石板を
うめ込んであります。

矢田氏は、明治四十年に五城目町助役・鉄三郎
氏の五人兄弟の末っ子として生まれ、五城目小学
校に入学しましたが、間もなく秋田市へ転出。そ
の後、東京で作家活動に入りましたが、肺結核を
患い、三十六歳の若さで他界しました。氏は五城
目町を離れてからは、再び本町に足を運ぶことは
ありませんでしたが、五城目町を描いた作品があ
るなど、氏の作品には秋田と関係のある人物や場
面が数多く登場しています。代表作は「妻の話」
「やどかり」「茶粥の記」など。



町内の話題

村の習事

梨なろ歌と田の作り方

(36)

一月十五日は、雪の中に模型の田を作ったものだ。田は十一日の歳祝いの朝、山の神に御礼した古いわらをしばった木の下に、一坪くらい雪を鍬で削り作った。

畠山家では、田の入口に御幣を刺し、四角（すみ）に歳祝いに取つた柳の若木、タラの木を一本ずつ、奥の右角にはススキを拂きに使つた長棒の箒を刺し、四角のタラの木には朝に納めた大正月に使つた占縄を張つた。

田の中には、萱の雄花、豆から、稻わらの三種を合わせて一株とし十二株、毎年には十三株植え、さらに稻の花が多く付くように、

「虫つむかつまないか、つまにやと言つたら置いてけどしゃ、つむと言つたら、きり申しよ。きり申しよ」「花咲くか咲かないか、咲くと言つたら置いてけどしゃ、咲かにゃと言つたら、きり申しよ。きり申しよ」この歌を二回くり返してうたうと、家の主人が子供達一人ひとりに、五ヶ六文のお金をくれた。

子供達はこうして次から次と家々をうたい歩いたものでした。



子供たちが梨なろ歌を唄っているところ

畠山 鶴松

豆ぬか、米ぬか、糲がらをまいたものだった。この稻の花は、無病息災と花いっぱいの豊作を祈つて、子供達が主人の許しを得て梨の木の田の前で、賑やかに声張り上げて、梨なろ歌をうたいます。

この日は、夕食後六時頃になる木の田の前で、賑やかに声張り上げて、梨なろ歌をうたいます。

申しよ

申しよ